

個人情報ファイル簿

令和5年10月1日作成 (開始 • 変更)

個人情報ファイルの名称	和光市タクシー利用料金助成事業の名簿		
行政機関等の名称	埼玉県和光市		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部 公共交通政策室		
個人情報ファイルの利用目的	タクシーチケット配布のため		
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 住所		
記録範囲	令和4年4月1日時点において市の住民基本台帳に記載されている者で、令和4年3月31日における年齢が69歳以上の者		
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	なし		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部総務課 (所在地) 和光市広沢1-5		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備考	※1_令和5年10月1日の組織改正に伴い「個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」及び「開示請求等を受理する組織の名称」を変更。		